

# 鉄人 NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人二ユース事務局  
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4  
 TEL.042-764-4128  
 FAX.042-762-9593  
 編集 鈴木明子  
 http://www.tobu21.co.jp

Vol.15  
 2011  
 8月号

THE TETSUJIN NEWS

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

このたびの東北関東大震災におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の日も早い復興を心より祈念申し上げます。 株式会社 東部 代表取締役 鈴木 郁男

## e-pile工法だから出来る…杭先端の菱形孔が鍵となる抜群の掘削性能を発揮!

工事名	(仮称)某ビル新築工事
施工地	秦野市
用途	店舗



心より感謝いたします。

★ご購入いただき、誠に有り難うございました。



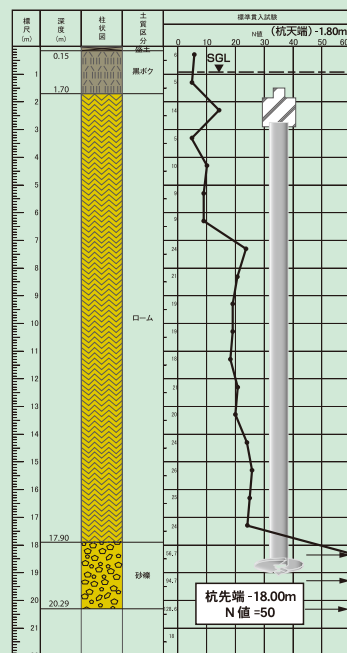
(仮称)某ビル新築工事

杭の種類	φ355.6 mm L=16.0m Dw750 mm	15set
	φ267.4 mm L=16.0m Dw700 mm	65set
	φ267.4 mm L=16.0m Dw600 mm	85set

△ 本物件は国道沿いに建設される店舗施設の基礎杭工事です。課題となった点は既存杭が埋設されており、その位置を確認、避けながらの打設になるため、打設・引抜きが迅速に出来る事、また支持地盤の途中に存在する堅固層の打抜きが課題となりました。

◎ e-pile工法は直接地盤に回転圧入させるため、打設中に埋設物等に接触した場合には逆回転をする事により、杭を容易に引抜き、打設することが出来ます。また、中間堅固層に於いても杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、スムーズに所定の設計深度まで貫入させる事ができました。尚、施工前及び施工中には地中障害物除去を元請様にご協力いただきスムーズに工事を完了することが出来ました。

### ボーリング柱状図



## 環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp

### 3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



### エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。



排水量が少ない鋼管杭

エコマーク認定番号 第08.131.022号



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp

#### ■ 本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4 TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593

#### ■ 地盤評価センター

〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304

#### ■ 施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971



## 日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

東日本大震災による被災者に対して全国からお寄せいただいた義援金を被災都道県に配分するため、厚生労働省の協力を得て、学識経験者、被災都道県および日本赤十字社、中央共同募金会をはじめとする義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が4月8日（金）に設置されました。

この委員会で、被災状況に応じて、それぞれの被災都道県への義援金の配分割合が審議され、決定しました。具体的には「住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円」、「住宅半壊、半壊は18万円」、「原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これに対象世帯・対象者数を乗じた額を各被災都道県に配分することになりました。

今後、日本赤十字社は、この考え方に従い各被災都道県から申請された額を直ちにそれぞれの都道県に送金することとしています。これにより各被災都道県ごとに設置される義援金配分委員会において個別の被災世帯ごとに配分されることとなります。

### ● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成23年9月30日（金）

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証（ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含）をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み（ゆうちょ銀行・郵便局）

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力

● ファミリーマート「Famiポート募金」

● 家電エコポイント・住宅エコポイントによるご協力

日本赤十字社 HP より

## 健康コラム

ワンポイント



### 節電の夏、夏バテしないよう しっかり対策を!

夏バテはその名の通り、体が暑さにバテた状態を指します。暑いと体は余計にエネルギーを使い、暑さに耐えられなくなると自律神経に狂いが生じます。その為水分の循環が上手くいかなくなり、体がだるくなったりするのです。

今年は皆で協力し合う節電の夏です。熱中症にも気を付けながら夏バテにも負けないように頑張りましょう!

### 夏バテしないポイント

- しっかりと食べる事!
- ちゃんと水分補給する事!
- 適度に運動する事!
- 冷房を効かせすぎない事!
- ぐっすりと眠る事!

POINT!

### 【夏バテ対策の食事】

夏バテにはビタミン B1,B2 とクエン酸をとり、疲れの元となる乳酸をどんどん消費してエネルギーに替えていきましょう! 以下ビタミン B1,B2 やクエン酸がたくさん含まれている食材をご紹介します。

#### ビタミン B1,B2 をたくさん含む夏バテ防止・解消の食材

- ・ 豚肉（特にモモ肉、ひれ肉）
- ・ 納豆
- ・ うなぎ
- ・ レバー
- ・ 豆腐
- ・ いわし
- ・ 枝豆
- ・ 玄米
- ・ ゆず

#### クエン酸をたくさん含む夏バテ防止・解消の食材

- ・ 酢
- ・ レモン
- ・ ゆず
- ・ 梅干
- ・ グレープフルーツ

## 経理マンが行く



今年の夏は節電をされている企業が多いと思いますが、それにも増してこの猛暑です。当社もそうですが、この時期多くの企業が決算業務で忙しい時期となり、事務所に詰められる方々の体調管理も、外に出られる方々同様に見過ごす事はできません。お盆休みも無く仕事に専念される方、ゆっくりと身体を休まれる方、どうぞお身体ご自愛頂き、この夏をのりきりましょう。7月27日～の事務暦をお役立てください。

### 経理・税務 事務暦

■ 6月・8月・10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあつては6月中）において市町村の条例で定める日  
・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

■ 7月中において市町村の条例で定める日  
・ 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

■ 8月1日  
・ 所得税の予定納税額の納付（第1期分）  
・ 5月決算法人の確定申告  
…<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>  
・ 2月・5月・8月・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告  
…<消費税・地方消費税>  
・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告…<消費税・地方消費税>  
・ 11月決算法人の中間申告  
…<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分  
・ 消費税の年税額が400万円超の2月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告  
…<消費税・地方消費税>  
・ 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）  
…<消費税・地方消費税>

■ 8月10日  
・ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付納期限

■ 8月中において各都道府県の条例で定める日  
・ 個人事業税の納付（第1期分）

■ 8月中において市町村の条例で定める日  
・ 個人の道府県民税及び市町村税の納付（第2期分）

■ 8月31日  
・ 6月決算法人の確定申告  
…<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>  
・ 3月・6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告…<消費税・地方消費税>  
・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告…<消費税・地方消費税>  
・ 12月決算法人の中間申告  
…<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分  
・ 消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告…<消費税・地方消費税>  
・ 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）…<消費税・地方消費税>  
・ 個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の中間申告

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。